

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：株式会社 中部評価センター (認証番号:24地福第3-3号)
訪問調査 実施日：平成25年1月17日(木)、28日(月)

②事業者情報

名称:(法人名)西尾市 (施設名)米津保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(園長)細田 恵美子	定員(利用人数):190名
所在地:〒445-0802 愛知県西尾市米津町天竺桂72-1	TEL: 0563-57-3696

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◆率先垂範 現園長は、市・こども課等での勤務を挟み、今年度より園長として保育の現場に復帰した。初年度は、現場の状況を正しく把握することを第一義として職務に就いている。その一例が、毎朝の正門での出迎えである。アンケートや意見箱と違い、ここでは保護者の生の声が聞ける。ここで交わす保護者との一言二言が改善へのヒントとなり、かつ保護者との信頼関係構築の懸け橋となっている。職員の先頭に立って子どもたちを迎える園長の姿に触れ、若い職員の得るものは大きいはずである。</p> <p>◆地域との連携 既に開設から70年以上を経過している保育園である。年数の長さもあるが、この土地の地域性もあって、園が一つの社会資源としての地位を確かなものとしている。園長と保護者会長は、地域(小学校区)の「コミュニティ会議」の役員として登録されており、会合に出席して地域の課題を検討したり、意見交換を行っている。ボランティアの来訪も多く、畑を貸してくれたり、花や野菜の苗を分けてくれたり、絵本の読み聞かせや和太鼓演奏等々、多種多様なボランティアが訪れている。その労をねぎらうため、年度末には「感謝の会」が催される。</p> <p>◆子育て支援センターとの共働 隣接地に子育て支援センターがあり、利用者に園庭を開放したり、活動の場所として園の施設を提供したりしている。調査日当日には、センター利用者に対する「和太鼓実演」の催しが開催されており、園の遊戯室には大勢の親子が集まった。園に通う3歳未満児クラスの子どもたちも、その輪に入って太鼓の実演に見入っていた。子育て支援センターからは様々な情報提供があり、地域の福祉ニーズを把握するための材料としている。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>◆理念、基本方針の整理 市の理念ともいべき「めざす子ども像」を受けて、園独自の「理念」や「基本方針」が打ち出されなければならないが、「保育理念」、「基本方針」、「保育目標」、「運営方針」、「努力目標」等の「項目建て」があって焦点が絞り込めない。掲載されている冊子(「運営案」、「入園のしおり」、パンフレット等)によって、その内容に差異も見られる。園の社会的存在理由や信条を明らかにし、職員の行動規範ともなる「理念」と、その「理念」の実現ための具体的な方向性を示し、事業計画作成の礎ともなる「基本方針」の整理が望まれる。</p> <p>◆「勤務評定制度」からのアウトプット 市の制度として「勤務評定制度」があり、定期的に「成果」、「能力」、「姿勢」の3分野の評価を実施している。この人事考課の結果は市に報告されていることから、市では一定の目的のために有効に利用されているものと思われるが、園ではこの結果を生かし切れていない。3分野の評価を分析し、職員個々の不足力量を把握することは容易であるし、園全体の「強み」や「弱点」を知ることも可能である。「勤務評定制度」を活用し、教育ニーズの掘り起こしを望みたい。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

当園の提供する保育について客観的に捉える機会として第三者評価を受審しました。受審にあたり、平成24年度園内研究として自己評価に取り組み、職員間で話し合う中で保育内容の見直しやマニュアルの必要性に気づき進めてまいりました。今回の評価結果を真摯に受け止め、利用者にとって安心・安全な児童福祉施設として、より質の向上に向け取り組みたいと思います。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	a ・ ㉔ ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	a ・ ㉔ ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	㉔ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市の理念ともいうべき「めざす子ども像」を受けて、保育サービスの方向性を示す「理念」や「基本方針」が明確にされなければならないが、「保育理念」、「基本方針」、「保育目標」、「運営方針」、「努力目標」等の「項目建て」があつて煩雑さは否めない。掲載されている冊子(「運営案」、「入園のしおり」、パンフレット等)によつての差異も見られる。園の社会的存在理由や信条を明らかにし、職員の行動規範ともなる「理念」と、その「理念」の実現ための具体的な方向性を示し、事業計画作成の礎ともなる「基本方針」の整理が望まれる。
職員、保護者共に、園の目指す方向性に関しては理解が進んでいる。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉔ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ㉔ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	㉔ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	㉔ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ ㉔ ・ c

評価機関のコメント

市の「次世代育成支援行動計画(後期)」に符合させる形で、「平成24～26年度事業計画」を策定している。「食育」等一部保育に関する項目が含まれてはいるが、その主たるものは施設整備計画であり、収支計画を伴っているものでもない。事業計画(保育園運営案)については、全職員の意見を収集し、前年度の振り返りを行いつつ作成している。職員が事業計画作成に関与することから、その周知は十分と思われるが、保護者に対しては「行事計画」を中心に連絡しており、園の事業全体を周知させる動きとはなっていない。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市が作成した「保育所職員のあり方」を全職員に配布し、園長自らの責務だけでなく、職員個々の責任についても周知させて指導に役立っている。園運営に係わる諸法令はリスト化されており、関連する研修や勉強会へも参加している。職員への指導の信念は「率先垂範」であり、毎朝の子どもの登園時には必ず正門に園長の姿がある。「アンケートや意見箱の意見・要望より、保護者の真の声が聞ける」とは園長の談であるが、ここで交わす保護者との一言二言が改善へのヒントとなり、かつ保護者との信頼関係構築の架け橋となっている。園運営の効率化に関しては、3年間の市・こども課勤務の経験を活かして様々の改善を行っている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ Ⓒ

評価機関のコメント

「園長会」、「施設長会」が、市・こども課の主導で実施されており、重要な情報はここから発信されることが多い。園長自らが、市・こども課に3年間在籍していたこともあり、園の運営を客観的に俯瞰する術を持ち合わせている。園長就任1年目であるために、現状を正しく把握・理解することを第一義としているが、今回の第三者評価の受審を契機に改善すべき課題を抽出しようとの熱い気持ちを持って臨んでいる。行政監査以外には、外部からの監査は入っていない。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	a ・ ㉞ ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	㉞ ・ b ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ㉞ ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ ㉞ ・ c

評価機関のコメント

主要な人事プランの策定は市・こども課の主管するところであり、将来に亘っての園としての人事プランを持ちえない。人事考課も市の「勤務評定制度」に則って実施されてはいるが、その結果を園で有効に活用するには至っていない。
 教育・研修の主たるものは、市・こども課の作成した研修計画であり、それに従って「保育所職員研修参加者名簿」に記載して管理している。実施後には、「研修実施記録」が作成され、「所感」を職員会議等で報告させている。しかし、「所感」の内容を精査して、教育効果を検証しようとの取り組みはない。実習生に関しても、マニュアルに沿った受け入れが行われているが、終了後に、本来目的(意義・方針)に沿った評価・検証の実施が望まれる。

II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	㉞ ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	㉞ ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	㉞ ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	㉞ ・ b ・ c

評価機関のコメント

指導計画の中に「避難計画」(防災訓練)を入れ、子どもたちの安全・安心な環境を守るために、高い意識を持って取り組んでいる。この「避難計画」では、園長、職員(保育士、調理員)の責務を定め、具体的な実施計画として「職員用」、「3歳未満児用」、「幼児用」を個別に作成し、「延長保育用」も備えている。これまでは事故発生後に、「再発防止」の取り組みを行っていたが、ヒヤリハットの取り組みを重視し、事故の「未然防止」へと方針転換している。
 園長が地域の「コミュニティ会議」の役員として会議に臨み、ここで地域防災に関する情報も取得している。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	㉞ ・ b ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	㉞ ・ b ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ ㉞ ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	① ・ ② ・ ③
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	① ・ ② ・ ③
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	① ・ ② ・ ③
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	① ・ ② ・ ③

評価機関のコメント

<p>園の開設から70年余が経過しており、地域社会の一部として地域に受け入れられている。地域(小学校区)に強い連帯意識があり、歴代の園長と保護者会長は「コミュニティ会議」の役員として登録されている。様々なボランティアが訪れており、年度末にはそれらの人達を呼び集めて「感謝の会」を開催している。受け入れマニュアルの不備を直し、年間の振り返りを実施すれば、これらの取り組みはさらに充実度を増すことが期待できる。</p> <p>隣接する子育て支援センターと連携し、地域の福祉ニーズを把握するとともに、センター利用者に園庭を開放したり、活動場所を提供したりしている。調査当日にも、園の遊戯室を使って「和太鼓実演」が催されていた。</p>
--

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	① ・ ② ・ ③
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	① ・ ② ・ ③
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	① ・ ② ・ ③
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	① ・ ② ・ ③

評価機関のコメント

<p>利用者サービスの共通理解として、職員は市の「人権研修」を受講している。地域の保護司の活動として、5歳児対象に「みんな仲良くしようね」とカルタを使った、珍しい取り組みの人権教育が行われている。</p> <p>毎朝、正門の前で園長、主任が子どもたちを迎えることを続けており、保護者が意見や要望を出したり、相談がしやすい環境を整えている。直接、園長や主任に意見が届き、迅速に対処することも可能である。意見箱を設置しているが意見・要望は入らない。反面、正門前で子育て相談が始まったり、お花をもらったり、野菜の苗を貰ったりと、保護者や地域住民との関係が自然に出来る場になっている。</p>
--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	① ・ ② ・ ③
	Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	① ・ ② ・ ③

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

第三者評価受審にあたって、そこで得た「気づき」を園内研究として計画的に取り組み、改善策を立てて実践している。「最初の『気づき』は言葉の意味からだった」と、主任から生の声を聞くこともできた。新人職員も含め、職員全員が参加したからこそその成果であろう。

標準的な実施方法も指導計画、個別計画、また、実施記録も的確に記録されている。文書管理も市の規約に準じ、保管・保存・廃棄の管理体制は整っている。ただし、管理の程度については職員間に意識の差が見られることから、何らかの指導・教育は必要であろう。記録等の見直しの視点を、「子どもたちのために」との意識を持って、実践に結び付ける取り組みも始まっている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

利用希望者に対しての情報は、入園の案内・保育園のしおり・ホームページ・園のリーフレット等に記載され、幅広く提供している。利用希望者に対しては、利用開始前に十分な説明をしており、保護者アンケートの良好な結果からも、利用開始時(入園時)に詳細な説明が行われていることが理解できる。

保育の継続性について、市内の転園児には市の統一様式を用い、市外への転園児には様式を一部変更して使用している。保育所を退所した児には、隣接する「子育て支援センター」の利用を勧め、これまで通り保育所に気軽に出入りできるよう配慮している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

アセスメントは、利用開始前に園長・主任等が面接しながら聞きとっている。「家庭状況調査書」から身体状況や生活状況、保育上のニーズ等をも把握し、決められた用紙に細かく記入している。
実施計画は年間4回(5・8・12・3月)、P-D-C-Aを使って見直しを行い、保育内容の充実に役立てている。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	a ・ ① ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	a ・ ① ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

乳児の午睡チェックは15分間隔で行っている。3歳未満児が33人と多く、2歳児はプレハブ棟が離れた所に位置する。外部からの侵入に対する施設管理面に一考を要する。小学校との係わりは良く、小学生が育てた朝顔の苗のポットをもらったり、遠足の場所を小学校にしたり、こま回し大会に招かれたりしている。例年、園では1年生を茶会に招待しており、評価日は小学校の校長先生が「子育てを考える集い」にまとめ役として活躍されていた。保育室や廊下、玄関を図書コーナーとして使い、自由に絵本が読める環境が用意されており、表現活動に関しても、「造形指導計画」、「音楽リズム指導計画」に基づいて、年齢に即した取り組みを用意している。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

障がい児保育は統合保育をしている。加配を対象とする児(こ)19人、気になる児は17人と多いが、どの子どもが障害を持っている児なのか分からないほど溶け込んでおり、統合保育の良さが出ている。加配保育士が障がい児を丁寧に見て、子ども同士がどう影響しあうか複眼的な見方が出来ているからであろう。市の研修、巡回、アドバイスを得ながら、園では月1回のケース検討や話し合いを重ね、障がい児保育の環境整備をしている。加配保育士や担任に任せきりにするのではなく、園の全職員で受け入れているという意識が、子どもの良い育ちになっている。
アレルギー児は7人いるが、専属のアレルギー対応調理員がおり、除去・代替食の対応をしている。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	a ・ ② ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

以前は個別面談の内容を、担任と園長の他には一部の職員しか知らなかった。しかし、今回の第三者評価受審に伴い、面談後に報告書を作成して情報を全職員が共有することに変更したため、職員にとっては保護者理解の一助となった。現在5歳児クラスで実施されている「保育参加」が、他のクラスにも広がりを見せれば、保護者との距離はさらに近いものとなるだろう。
虐待防止に関連するマニュアルは整備されており、保護者用のポスターを使うなどして早期発見に努めている。